

公益信託ヨコハマポートサイドまちづくりトラスト

2025年度 募集要項

1. 助成の目的

ヨコハマポートサイド地区で自らの創意工夫による公益性の高い自主的なまちづくりの活動を行おうとする個人又は団体に対して助成を行うことにより、「アート&デザインの街」をコンセプトに掲げ街づくりが行われてきたヨコハマポートサイド地区の振興と活性化を図り、アート&デザインのコンセプトにふさわしい「まち文化」の創造や、コミュニティ活動の活性化に寄与することを目的とします。

2. 助成対象

ヨコハマポートサイド地区で以下の活動を行なおうとする個人又は団体。

個人とは横浜市に住所・居所を有する者、在住・在勤する者をいう。

団体とは2人以上の個人が自主的なまちづくりをするため結成したものをいう。

なお、アート&デザインの発表や市民の交流を図るためのイベント開催については、インターネットを活用した新しい形での活動も対象とします。

◇ 助成対象事業または活動と具体例

(1) アート&デザイン部門

ヨコハマポートサイド地区において実施されるもので、より多くの市民が等身大の生活文化のなかで理解し、楽しむことができるアートやデザインの表現活動、またはそうした表現を多くの市民と共有するために行われるイベント事業や企画展、あるいは出版（web出版やインターネット・サイトの創設・運営を含む）活動及び研究活動。

- ① アートやデザイン、音楽、演劇的な分野での作品制作や発表
- ② イベントや企画展の実施
- ③ 地区を題材にした情報誌紙の発行（web出版やインターネット・サイトの創設）
- ④ 地区をテーマにしたまちづくりに関する調査研究、計画の立案（街づくり協定の基本的事項の調査・指導 / アート&デザインの調整・指導 / 芸術・文化活動の調査研究など）
- ⑤ インターネット（SNSやYOUTUBE等）を活用したアートやデザインの取り組み

(2) コミュニティ活動部門

ヨコハマポートサイド地区において実施されるコミュニティ活動や、人と人の出会い、ネットワークを構築していく活動。

- ① 地域の方の参加を促すようなイベントの実施
- ② 参加者の親睦を深め、交流を促すようなイベントの実施
- ③ 地区への関心を高めるための地域ニュース等の発行（インターネット・メディアを利用したものを含む）
- ④ 地区をテーマにしたまちづくりに関する展覧会・講演会・文化交流
- ⑤ インターネット（SNSやYOUTUBE等）を活用したコミュニティ活動
（必ずしもイベント実施の有無に捉われずに、日常的に実施している地元住民等の間で行うコミュニティ活動・ネットワークを構築する活動であれば対象とします。）

(3) 環境維持部門

ヨコハマポートサイド地区のまちづくりに必要な環境整備等の活動。

- ① 街路灯の整備・補修【照明事業】

- ② 街の顔となるライトアップの維持【照明事業】
 - ③ 街の環境美化事業（清掃等）
 - ④ 街づくり協定による街並みづくり事業
 - ⑤ モニュメント、ストリート・ファニチャー、案内板の設置、補修、維持管理
 - ⑥ コミュニティ活動を推進するためのインターネット環境（フリーWi-Fi等）等の整備
- 『まちづくりに必要な環境整備』のため、トラストでは照明事業に対して助成を行います。
- 照明事業とは A. 歩道照明や景観演出の街路灯などの電力料の補助
B. 照明器具交換に要した費用の補助 です。
- 照明事業の詳細については、別紙「照明事業の助成対象について」をご覧ください。

3. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象事業となる活動に直接必要となる費用とします。

具体的には、備品等購入費、通信費、会場費、講師謝礼、工事費、設計管理費、印刷費、交通費等です。

外注費については、下記2点を条件とします。

- ①費目内訳・各費目の金額を記載した見積書を貼付すること
- ②外注費に一般管理費を含む場合は、「一般管理費／外注費」の比率は10%以下であること

<注>助成対象とならない費用は以下のとおりです。

- (1) 申請者自らの人件費
(※申請者と同一性の高い団体への委託や謝金等を含む)
- (2) 光熱水費、家賃等の経常的な団体運営にかかる費用
- (3) 申請者の内部的な食糧費、交際費、懇親会費
- (4) 直接事業と関連のない視察、研修費
- (5) 利用目的が本活動に限らない備品費(除く消耗品と見做せるもの)

4. 助成件数及び金額

件数	40 件程度
金額	総額 2,000 万円

※運営委員会の判断により助成総額を超えて助成する場合があります。

なお、新規事業については、表記の団体数・総額とは別に、運営委員会において検討します。

◇ 助成上限額について

申請いただく助成金額は、原則助成対象事業となる活動に直接必要となる費用の総額（以下「総事業費」）に次頁の事業内容毎に定められた助成上限率の範囲内の率を乗じた金額とします。（万円未満切り捨て）

但し、アート&デザイン部門・コミュニティ部門（既助成先）については、その事業の公益性等の理由により助成上限率を超えて申請することを認めますが、運営委員会によるヒアリングを受けていただき運営委員会の判断により、引き下げられることがあります。

事業内容	助成上限率
(1) アート&デザイン部門	
① アートやデザイン、音楽、演劇的な分野での作品制作や発表	50%
② イベントや企画展の実施	50%
③ 地区を題材にした情報誌紙の発行	50%
④ 地区をテーマにしたまちづくりに関する調査研究、計画の立案	50%
⑤ インターネット（SNSやYOUTUBE等）を活用したアートやデザインの取り組み	50%
⑥ 上記①から⑤の新規事業（原則3年目まで。なお運営委員会の判断で助成率を引き下げることがあります。）	100%
(2) コミュニティ活動部門	
① 地域の方の参加を促すようなイベントの実施	50%
② 参加者の親睦を深め、交流を促すようなイベントの実施	50%
③ 地区への関心を高めるための地域ニュース等の発行	50%
④ 地区をテーマにしたまちづくりに関する展覧会・講演会・文化交流	50%
⑤ インターネット（SNSやYOUTUBE等）を活用したコミュニティ活動	50%
⑥ 上記①から⑤の新規事業（原則3年目まで。なお運営委員会の判断で助成率を引き下げることがあります。）	100%
(3) 環境維持部門	
① 街路灯の整備、補修	75%
② 街の顔となるライトアップの維持	25%
③ 街の環境美化事業（清掃等）	50%
④ 街づくり協定による街並みづくり事業	50%
⑤ モニュメント、ストリート・ファニチャー、案内板の設置、補修、維持管理	50%
⑥ コミュニティ活動を推進するためのインターネット環境等の整備	50%

5. 応募方法

当基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記宛先へご郵送下さい。
応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

複数年度にわたる活動を予定している場合には、助成を受けようとする期間に関わらず、活動計画と年度毎の目標をわかりやすい指標で設定し、申請してください。
なお、助成の判断については、複数年度にわたる助成決定を一度に行うものではありません。前年の成果を勘案し、単年度ごとに審査を実施し判断します。

なお、応募にあたっては申請内容について当基金の運営委員会に先立ってヒアリングを行う場合がありますのでご承知おきください。
また、その際に申請事業に対して、次のような質問を聞かれる場合がありますので、予めご承知おきください。

- ①申請事案についての目標・夢 ②公益性 ③創意工夫 ④発展可能性 ⑤ポートサイド地区のコンセプトである「アート&デザインの街」の取り入れ（アート&デザイン部門）
- ⑥費用の妥当性 ⑦継続の可能性【継続応募の場合】
- ⑧前回よりの進展【継続応募の場合】 ⑨実績・反省点【継続応募の場合】

6. 募集期間

2024年12月2日（月）～2025年1月10日（金）（必着）

7. 選考及び通知と助成金受取りまで

- (1) 募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、2025年4月頃にその結果（内定通知）を書面にてお知らせします。
- (2) 助成事業が終了した時点で『実績報告書』および実績に基づいた『助成金交付申請書兼請求書』を提出していただきます。
- (3) 提出いただいた報告書等の内容を確認し、問題がなければ助成金を交付いたします。

8. その他

- (1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- (2) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けた、また目的以外に費消したときは、交付した助成金は返還して頂きます。
- (3) 天候その他の要因により、イベント等の変更や中止を余儀なくされた場合の助成金の取り扱いは、以下の通りです。（事案毎に確認する必要がありますので、計画を変更される場合は事前に下記の照会先までご相談ください。）
 - ①イベント等を同一年度内で順延又は規模の縮小等の変更を行い実施する場合
 - ・助成金の取扱いは、原則として発生した費用（支払済、または支払が確定しているもの）に対し、助成率に準じて助成金をお支払いします。
 - ②イベント等を中止する場合
 - ・原則として、準備等に要した費用（支払済、又は支払が確定しているもの）について、助成決定時の助成率に準じて助成金をお支払します。
 - ③次年度に開催を繰り越す場合
 - ・当該事業年度内に発生した費用については、原則として上記①に準じてお支払します。
 - ・次年度の開催のために発生する費用については、対象外です。
- (4) 助成先に採用された場合、別途開催を検討しております活動報告会へのご出席をお願いする予定ですので、予めご承知おきください。
- (5) 実施にあたってトラブル等が発生した場合、団体等が責任を持って対応を行ってください。場合によっては、助成を停止または取り消すことがあります。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
ヨコハマポートサイドまちづくりトラスト 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

申請書 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

公益信託ヨコハマポートサイドトラスト 照明事業の助成対象について

当トラスト募集要項に記載された『まちづくりに必要な環境整備』のため、当トラストでは照明事業に対して助成を行います。照明事業とは

- A. 歩道照明や景観演出の街路灯などの電力料の補助
- B. 照明器具交換に要した費用の補助 です。

※ 助成の決定にあたっては、対象となる照明事業に対して審査が行われます。

助成対象となる照明は下記の通りです。

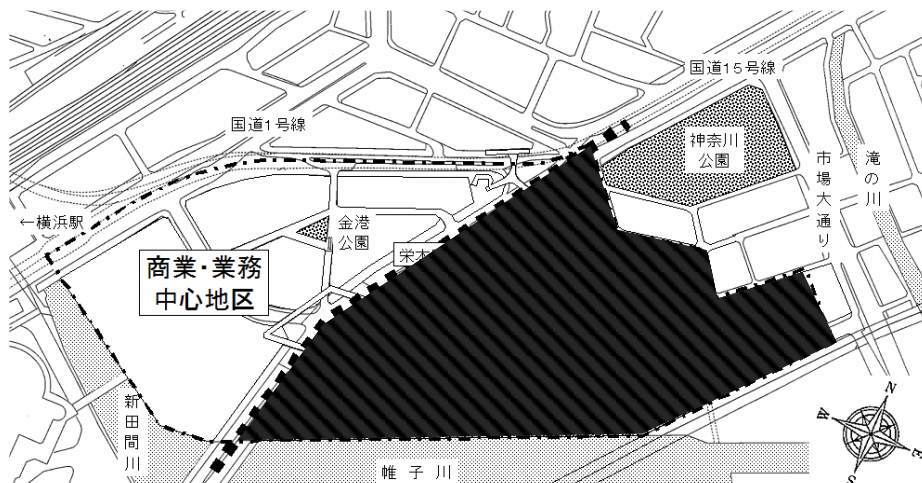
【エリア限定あり】

① 歩道照明(公道)

→ 栄本町線沿い(下図太い点線)の歩道を照らす照明

② 歩道照明(地区施設・公開空地)

→ 住宅中心地区(下図斜線)における地区施設(歩道状空地)や公開空地を照らす照明



【エリア限定なし】

③ イベントライトアップ

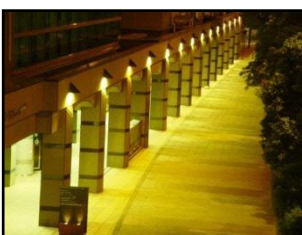
→ 期間を限定して行う、ポートサイド地区のアート&デザインに寄与するイベント照明

④ 通常ライトアップ

→ ポートサイド地区のアート&デザインに寄与する、建物やモニュメント、樹木等への照明

■ 助成事例

①歩道照明 (公道)



②歩道照明 (地区施設)



③イベントライトアップ



④通常ライトアップ



1. 照明事業の助成率

区分		区分	助成率	
歩道照明	公道	①	75%	
	地区施設・公開空地	②	25%	
ライトアップ	イベントライトアップ		③	40%
	通常ライトアップ	マンション	④	25%
		企業	⑤	10%

区分の定義

- ① 公道照明：公道（歩道）のための照明。
- ② 地区施設照明：地区施設（都市計画で位置付けられ、敷地内で整備された歩道状の空地、広場など）のための照明。
- 公開空地照明：公開空地（敷地内の自由に通行可能な歩道状の空地、通路など）のための照明。
- ③ イベントライトアップ：クリスマスなどに期間限定で行われるライトアップで、イベント性が高いもの。
- ④ ⑤ 通常ライトアップ：通年にわたり、建物全体または一部（頂部など）を照らすもの、またはモニュメント、樹木などを効果的に照らすもの。

2. 申し込みから、資金お受取までの流れ

ア 申請時に必要な書類（提出資料はA4版でお願いします。）

助成申請書

団体名簿

事業計画書 照明事業区分チェックシート（助成申請用・書式あり）

事業見積書

地図

写真

※なお、新規で申込みされる場合、運営委員会での審査用に添付資料（写真など）は10部用意願います。

イ 運営委員会で審査し、採否結果（助成対象と認められた場合、助成内定通知書）を通知します。

ウ 助成事業が終了した時点で

『実績報告書』（書式あり）と『照明事業区分チェックシート』（実績報告用・書式あり）を提出。電力使用量と電球交換などの器具交換に要した記録も併せて提出。

エ 上記実績に基づいて、『助成金交付申請書兼請求書』（書式あり）を提出。

オ 助成金の交付を受ける。

以上